



介護予防ボランティアによる地域介護予防活動(長崎県時津町)

- 「介護予防ボランティア養成講座」を受講したおおむね65歳以上の高齢者が、
 - ①町の実施する介護予防事業でのボランティアや、
 - ②地域の公民館などで自主的な介護予防活動(高齢者サロン助成事業の適応を受ける)を行う。
- 平成22年度から実施し、平成25年5月現在61名が登録し、内35名程度活動中。

地域包括ケアにつなぐ介護予防ボランティア養成の構図

介護予防普及啓発事業

- スクエアステップ教室(年3回)
 - 教室の中でのサポーター育成
 - 介護予防ボランティア活動の場
- 元気はつらつ講座(年1回)
 - 介護予防ボランティア活動の場

地域介護予防活動支援事業

- 介護予防ボランティア養成講座(年1回)
- 高齢者サロンリーダー研修(年1~2回)

地区に根ざした高齢者サロンの
自主運営

時津町高齢者サロン事業
補助金事業



高齢者サロン(日並地区)



高齢者サロン(浜田3地区)



介護予防ボランティア養成講座



高齢者サロンリーダー研修

介護予防推進連絡会または介護予防地域活動連絡会(仮名)
の立ち上げ H25年度予定





地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

① 区町村名	時津町
② 人口（※1）	30,347人 （H25年3月末） （ ）
③ 高齢化率（※1） <small>（65歳以上、75歳以上それぞれについて記載）</small>	65歳以上 6,023人 19.9% （ ） 75歳以上 2,754人 9.1%
③ 取組の概要	「介護予防ボランティア養成講座」を受講したおおむね65歳以上の高齢者が、 A：町で実施する介護予防事業でのボランティアや、B：地域の公民館などで自主的な介護予防活動（高齢者サロン助成事業の適応を受ける）を行う。
⑤ 取組の特徴	高齢者の方々が、自分自身の介護予防活動を主軸としながらも、相互扶助や仲間づくりの楽しさを通して、高齢者の生きがいの創造と、地域での自主活動や見守りといった地域包括ケアシステムの一翼を担える組織として発展している。
⑥ 開始年度	H22年度（介護予防ボランティア養成講座開講年度）
⑦ 取組のこれまでの経緯	介護予防ボランティアとしての人材を、既存の組織や人にゆだねず、町主催の介護予防運動教室の中で発掘育成し、多くの方がボランティア活動へ参画するチャンスができるよう取り組んだ。現在は行政区ごとの自主組織という位置づけで、地域住民の認識が高まり、毎年数カ所のサロンが新しく活動を始めている。
⑧ 主な利用者と人数	介護予防ボランティア登録人数～61名。 高齢者サロン活動等行っている人数～35人程度。
⑨ 取組の実施主体及び関連する団体・組織	実施主体は、時津町役場、高齢者支援課。 行政区単位の活動を呼びかけているため、発足後は自治会との連携を大切にしている。
⑩ 市区町村の関与（支援等）（※2）	A については、特になし。 B 各高齢者サロンについて、年間予算の7割を限度に補助金を支出。また、サロン立ち上げや運営について、指導・助言を行っている。
⑪ 国・都道府県の関与（支援等）（※3）	A については特になし。 B 地域支援事業交付金による支援。
⑫ 取組の課題	・未活動地区への働きかけ ・介護予防ボランティアの方々のモチベーションを維持する仕組み ・助成内容の見直し ・ボランティア組織の自主組織作り ・社協との連携
⑬ 今後の取組予定	H25年7月にサロンリーダー研修を行い、自主的な横のつながり（時津町介護予防推進連絡会または時津町介護予防地域活動連絡会（仮名））の発足につなげる予定。
⑭ その他	
⑮ 担当部署及び連絡先	時津町高齢者支援課 高齢者支援係 時津町地域包括支援センター 電話 095-813-2530

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。



時津町介護予防ボランティア登録要領

(目的)

第1条 時津町における介護予防ボランティア活動の意識の高揚と町民の介護予防活動支援を図るため、介護予防ボランティアの活動内容及び登録に関し必要事項を定める。

(活動内容)

第2条 介護予防ボランティアは時津町が実施する、または町が認定する介護予防事業の中で下記の活動を行うものとする。

- (1) 会場の設営、物品の準備、受付
- (2) 体力測定時の記録、介助
- (3) 軽運動実施時の指導、介助
- (4) 自主的な介護予防活動における開催の世話

(登録資格)

第3条 時津町地域包括支援センターは、第1条の目的達成のため、時津町地域包括支援センターが実施した介護予防ボランティア養成講座（以下「養成講座」という。）を修了した者を登録することができる。

(登録方法及び登録証の発行)

第4条 養成講座を修了した者は、時津町介護予防ボランティア登録カード（第1号様式）（以下「登録カード」という。）に必要事項を記入し、時津町地域包括支援センターの代表者（以下「代表者」という。）に提出するものとする。代表者はその内容を確認し、時津町介護予防ボランティア登録証（第2号様式）（以下「登録証」という。）を発行し、時津町介護予防ボランティア登録情報一覧（第3号様式）（以下「登録情報一覧」という。）に登録する。

(登録期間)

第5条 時津町介護予防ボランティア登録者（以下「登録者」という。）の登録期間は養成講座を受講した年度の次の年度から3年間とする。

- 2 初回登録時においては、養成講座を受講した年度における受講後から受講した年度末までの期間をさらに追加することができる。

(登録の更新)

第6条 登録の更新は、更新時期の養成講座を受講した者に限り、期間を更新するものとする。ただし、やむを得ない事情で受講できない時は、直近の講座を受講した時に限り継続したと見なす。





(登録の変更)

第7条 登録者の登録事項に変更が生じた時は、代表者に登録カードにより、速やかに届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第8条 代表者は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、該当登録者の登録を取り消すことができる。また取り消しの決定を受けた登録者は代表者にすみやかに登録証を返却しなければならない。

- (1) 登録者から介護予防ボランティア登録の辞退届出書(第5号様式)の提出があったとき。
- (2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設および設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) ボランティアの地位を利用し、宗教・政治活動及び経済活動を行ったとき。
- (5) 社会的信用を失墜するような行為があったとき。
- (6) その他代表者が、登録者としての適正に欠けると認めるとき。

(登録情報の管理)

第9条 登録情報一覧は、地域包括支援センターで保管し、時津町が実施するまたは時津町が認定する介護予防事業にかかわる場合のみ閲覧を許可するものとする。

(登録情報の利用申込)

第10条 登録情報一覧を利用する者は、原則として利用を希望する15日前までに、代表者に時津町介護予防ボランティア登録情報利用申込書(第4号様式)を提出するものとする。

(登録情報の利用方法)

第11条 代表者は、利用申込の内容を確認し、適当であると認めたときは、時津町介護予防ボランティア登録利用申込者に登録情報一覧の閲覧により情報提供するものとする。

(情報提供)

第12条 代表者は、必要に応じて郵便、電話、その他の方法で登録者に情報提供を行うものとする。

(附則)

この基準は、平成23年2月4日から施行する。



○時津町高齢者サロン事業補助金交付要綱

平成22年1月12日

告示第2号

(趣旨)

第1条 町は、不特定多数の高齢者が多くの地域住民とともに気軽に集い、高齢者相互あるいは他の世代と交流するきっかけとなるような地域に根ざした身近な場を運営する活動を支援し、高齢者の生きがいつくり及び健康づくりに資するため、サロンの活動費用の一部について、予算の定めるところにより、時津町高齢者サロン事業補助金(以下「補助金」という。)を交付し、その交付については、時津町補助金等交付規則(昭和42年規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「サロン」とは、不特定多数の高齢者等が気軽に集い、高齢者相互あるいは他の世代と交流を行う場をいう。

(補助対象サロン)

第3条 補助金の交付対象となるサロンは、次に掲げる条件をすべて満たすサロンとする。

- (1) サロンは10人以上で組織され、組織する会員は町内在住者であること。
 - (2) サロンを組織する会員の過半数が、65歳以上であること。
 - (3) サロンの活動対象範囲は、おおむね自治公民館の活動区域を対象とすること。
 - (4) サロンの活動が、活動を計画している地域の自治会又は自治公民館の協力を得ることができること。
 - (5) サロンの活動が、おおむね月に1回以上であること。
 - (6) 町が行う介護予防事業等を実施できること。
 - (7) 政治、イデオロギー、宗教又は営利を目的としていないこと。
- 2 補助金の交付を行うサロンは、当分の間自治公民館の活動範囲に1サロンとする。ただし、予算の範囲内において複数のサロンに補助を行うことができる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象事業は、生きがいつくり及び健康づくりに係る次に掲げる事業とする。

- (1) 交流活動
- (2) アドバイザー等招へい及びイベント開催
- (3) 用具整備





(補助金の額)

第5条 前条第1号から第3号までに定める事業に対する補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとするサロンは、規則第4条の規定により時津町高齢者サロン事業補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請が適当であると認める場合は、時津町高齢者サロン事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の申請を行ったサロンに交付決定の通知を行う。

2 町長は、前条の規定による申請が不適當であると認める場合は、時津町高齢者サロン事業補助金交付却下決定通知書(様式第3号)により補助金の申請を行ったサロンに交付却下の通知を行う。

(実績報告)

第8条 前条の通知を受けたサロンは、規則第13条第1項の規定により時津町高齢者サロン事業補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文 抄

平成21年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

1 共通事項		
他の団体から補助金等を支給される場合は、その差額以内の額とする。		
補助を受ける1サロンの初年度の補助限度額は30万円とする。ただし、2年目以降の補助限度額は20万円とする。		
2 事業別補助額		
	事業内容	補助金の額
	1) 交流活動	補助対象経費の7割以内
	2) アドバイザー等招へい及びイベント開催	
	3) 用具整備	



時津町高齢者サロン事業補助金事業実施要項

【目的】

不特定多数の高齢者が多くの地域住民とともに気軽に集い、高齢者相互あるいは他の世代と交流するきっかけとなるような身近な場を運営する地域に根ざしたサロンの活動を支援する。

サロンへの活動支援として、町はサロンの活動費用の一部について補助金を交付する。

【対象団体等】

- ① 補助を行うサロンは、10人以上の町内在住者で構成されていること。
- ② サロンの構成員の過半数は、65歳以上であること。
- ③ サロンの活動対象範囲は、おおむね地区公民館の活動区域を対象とすること。
- ④ 補助金の交付を行うサロンは、当分の間地区公民館の活動範囲に1サロンとする。ただし、予算の範囲内において複数のサロンに補助を行うことができる。
- ⑤ サロンの活動については、活動を計画している地域の自治会長または自治公民館長の協力を得ることができること。(会員募集のチラシ配布等)
- ⑥ サロンの活動がおおむね月に1回以上であること。ただし、一の年度において実施回数が、9回を下まわらないこと。(申請初年度においては、申請時における残月数の7割を下まわらないこと。その際の補助金額は、年の補助限度額を12で除した額に残月数を乗じた額を限度額とする。)
- ⑦ 町が行う介護予防事業等を実施できること。(定例会時に高齢者体操・講演会等を実施できること。)
- ⑧ 政治・イデオロギー・宗教・営利を目的としていないこと。

【高齢者サロン事業の支援事業内容審査方針】

(1) 申請は、原則として事業開始前に行うこととし、事前実施は、原則として認めない。

ただし、サロン設立後、初回の申請の場合は、この限りでない。

(2) 事業内容の審査(高齢者相互あるいは他の世代と交流するきっかけとなるような身近な場を運営提供でき、高齢者の生きがいがいづくりに資する活動であるか、次の項目について検討し決定する。)

- ① 町や町民への還元
- ② 広報の方法及び対象者の範囲
- ③ 実現性
- ④ 継続性
- ⑤ 費用効果(参加者一人当たりの単価)
- ⑥ 自主財源の確保(参加費の徴収)
- ⑦ 支出の内容

【対象事業及び補助金の額】

1. 補助金の額

~~初年度は、~~補助対象経費の7割以内。

補助限度額は、下記の2. 対象事業(1)～(3)の事業を合算して、申請初年度は



年額30万円、2年目以降は20万円を上限とする。

補助金の支給は、精算払いとする。ただし、申請額の7割以内で、概算払いをすることができる。

2. 対象事業

(1) 交流事業

サロン内で行う親睦や町内サロン同士の交流を行う事業。

(例) スポーツ、体操、ゲーム、料理、手芸、手遊び、地域奉仕、講演会、茶話会等の実施。

(補助対象経費)

①会場借上費

②交流事業に必要な材料費

(2) アドバイザー・講師招へい、イベント開催事業

生きがいづくり、健康づくり、文化活動、趣味、教養学習、ボランティア活動などのために専門家を招へいし、講演会や講習会及び体験イベント等を開催する事業。

(例) スポーツ、体操、ゲーム、料理、手芸、手遊び、地域奉仕、講演会、茶話会等の講師等の招へい、サロンによる夏祭り・クリスマス会等の開催。

(補助対象経費)

①講師等招へい費(講師謝金・講師弁当代及びボランティアの弁当代・交通費等)

②会場借り上げ料

③材料費

④参加者の保険料

(3) 用具整備

団体の立ち上げ時や活動に必要な活動用具の購入費用を補助する。

(補助対象経費)

活動備品の購入費(最低3年間の使用が条件、上限5万円)

【その他】

事業の形態や内容により、状況を考慮し総合的に判断し決定する。

【共通事項】

① 時津町の予算の範囲内において、補助を行う。

② 備品については、原則1回限りの補助とする。

ただし、経年変化により使用に耐えなくなった場合、または参加者の増加により不足が生じた場合の補充を行う場合は除く。

③ 飲食費は、原則補助対象経費としない。

ただし、講師等の昼食または、料理教室などを行う際の材料費、茶菓代など、事業の実施に必要と認められる範囲については対象とする。

④ 時津町及びその他の団体から補助金を受けて活動しているサロンからの申請については、補助申請を行ったサロンからの申請総額が町の予算額を超える場合、時津町及びその他の団体から補助を受けていない団体を優先して補助を行う。